

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

香川県仲多度郡まんのう町長尾一五九四番地  
特定非営利活動法人フォレストアズかがわ  
清算人 増田 孝夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

香川県観音寺市本大町一六七三番地二  
株式会社ヘルス  
代表清算人 三谷 洋介

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福岡市東区馬出四丁目四―二五  
MT GROUP合同会社  
清算人 レ・タン・マン

解散公告

当社は、令和八年三月二十一日開催の株主総会において、令和八年三月三十一日に解散することを決議し、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福岡県福岡市博多区須崎町七番四―六号  
株式会社ミスターフローリング  
代表清算人 平安 文子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福岡県宗像市陵厳寺四丁目七番一号  
宗像西鉄タクシー株式会社  
清算人 中倉 淳一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

北九州市戸畑区明治町九番一―三号  
株式会社協力ビル管理  
代表清算人 池田 康幸

解散公告

当法人は、令和七年五月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福岡県三藩郡大木町大字蛭池三―一番地  
一般社団法人日本周波数アソシエーション  
代表清算人 島 良介

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

長崎県大村市富の原一丁目一五二八番地二  
長崎電設株式会社  
代表清算人 鶴田 幸尚

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

宮崎県延岡市野田二―八一五  
合同会社ALGO  
清算人 荒川ゆうこ

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年三月一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

札幌市中央区南一条東一丁目五番地  
大通  
バスセンタービル1号館三階  
医療法人社団平林メンタルクリニック  
清算人 平林 良登

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年三月二十三日札幌市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

札幌市中央区南八条西三丁目一番地二  
KNビルマンション敷地売却組合  
清算人 齋藤 工

解散公告(第一回)

宗教法人光照寺は解散することになりましたので、債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

福井県福井市味見河内町二三号四二番地  
宗教法人光照寺  
代表清算人 土屋 宗堯

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十二月十六日開催の責任役員会の決議並びに香川県知事の認可により令和八年三月十三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

香川県丸亀市幸町二丁目六番二八号  
カトリック・スペイン外国宣教会  
清算人 齊藤 信也

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

北九州市小倉南区守恒本町一丁目二番一―号  
医療法人守恒レディースクリニク  
清算人 吉村 誠

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

北九州市八幡東区春の町五丁目一三番八号  
医療法人オカダ医院  
清算人 加登本 拓

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年三月二十四日佐賀県知事の認可を受けて解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

佐賀県武雄市朝日町大字中野六九四番地一  
黒尾生産森林組合  
代表清算人 山口 仁司

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年二月十日佐賀地方裁判所唐津支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

佐賀県唐津市南城内一番一号 大手口セン  
タービル四階四〇五号室 稲津高大法律事務所  
宗教法人瑞巖寺  
清算人 弁護士 岩城 直明